

## 長野県と国立大学法人東京藝術大学との包括連携に関する協定書

長野県と国立大学法人東京藝術大学（以下「両機関」という。）は、相互の連携により、地域社会の発展に資するため、次のとおり基本協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、両機関が包括的な連携のもと、協力して活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 両機関は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 文化芸術振興に関すること。
- (2) 教育・研究に関すること。
- (3) 人材育成・交流に関すること。
- (4) まちづくり・地域の活性化に関すること。
- (5) その他両機関が協議して必要と認める事項

### （連絡調整会議）

第3条 両機関は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡調整会議を設け、協議するものとする。

2 連絡調整会議に関し、必要な事項は別に定める。

### （有効期間）

第4条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、両機関のいずれからも特段の申出がなされないときは、更に3年間更新されるものとし、その後も同様とする。

### （細則）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、両機関が協議して定める。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両機関署名のうえ、各自1通を保有する。

平成31年2月1日

長野県長野市大字南長野字幅下692の2

長野県知事

東京都台東区上野公園12番8号  
国立大学法人 東京藝術大学

学 長